

令和4年度原子力事業者防災訓練の結果及び令和5年度の訓練実施方針の報告並びに「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について」の改正案に対する意見公募の実施

令和5年8月30日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和4年度の原子力事業者防災訓練の結果及び令和5年度の訓練実施方針について報告するとともに、令和5年度の訓練実施方針を踏まえた「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について（原規総発第1710172号）」の改正案及び意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき原子力事業者が実施する防災訓練（以下「事業者防災訓練」という。）について、毎年度報告会を開催している。令和5年7月26日に第15回原子力事業者防災訓練報告会を開催し、令和4年度事業者防災訓練及び訓練シナリオ開発ワーキンググループの活動結果並びに令和5年度の事業者防災訓練及び訓練開発シナリオ開発ワーキンググループの活動方針について確認した。

また、令和3年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練のあり方や規制の関与について意見交換を進めてきた。これまでの意見交換を通して、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策について原子力事業者と共通の認識を得たことから、令和5年度の訓練実施方針に反映させることを確認した。

3. 第15回原子力事業者防災訓練報告会の概要¹（報告）

（1）開催日及び参加事業者等

- ①開催日 令和5年7月26日（水）
（第一部）14：00～16：25 実用発電用原子炉
（第二部）16：40～18：10 核燃料施設等

②参加事業者等

実用 発電用 原子炉	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発
------------------	--

¹ 訓練シナリオ開発ワーキンググループ報告結果については、5. を参照。

	電株式会社、電源開発株式会社（オブザーバー）、原子力エネルギー協議会（オブザーバー）、一般社団法人原子力安全推進協会（オブザーバー）
核燃料施設等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原燃株式会社、原子燃料工業株式会社、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、三菱原子燃料株式会社、日本核燃料開発株式会社、MHI 原子力研究開発株式会社、公益財団法人核物質管理センター、東芝エネルギーシステムズ株式会社、京都大学、東京大学、近畿大学、日本原子力発電株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社

（２）令和４年度事業者防災訓練の実施結果の概要

①訓練実績

a. 実用発電用原子炉²

実用発電用原子炉については令和４年度に計 16 回の事業者防災訓練が実施された。なお、全ての訓練において、原子力規制庁職員が、原子力規制委員会緊急時対応センター（以下「ERC」という。）及び緊急時対策所で参加した。これに加え、日本原子力発電株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社の訓練において、事業者の原子力施設事態即応センターで参加した。

b. 核燃料施設等³

再処理施設、試験研究炉、加工施設等については令和４年度に計 19 回の事業者防災訓練が実施された。なお、全ての訓練において、原子力規制庁職員が、ERC 及び緊急時対策所で参加した。

②原子力規制庁による評価結果

実用発電用原子炉、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）及び日本原燃株式会社（以下「JNFL」という。）（いずれも２部制訓練⁴対象事業所を除く。）並びに核燃料施設等（JAEA 及び JNFL は２部制訓練対象事業所）毎に評価指標を設定し、３段階（A, B, C）で評価した。なお、実用発電用原子炉に対しては各評価指標の３段階の評価結果に加え、事業者が行う PDCA 活動結果により重点を置き、原子力事業者防災業務計画に定める活動が適切に実施され緊急時対応能力の向上が図られているかという観点で総合的に評価を行った。

評価結果は、添付 1～3 のとおり。

² 日本原子力発電株式会社東海発電所を除く。以下同じ。

³ 日本原子力発電株式会社東海発電所を含む。以下同じ。

⁴ 原子力緊急事態に至らない現実的なシナリオを想定した総合的な訓練（第 1 部訓練）及び原子力緊急事態に至ることを想定した緊急時対策所や本社の対応確認の訓練（第 2 部訓練）を組み合わせる訓練。

③事業者によるERCプラント班に対する評価

原子力規制庁のERCプラント班の対応能力の維持・向上のため、事業者防災訓練において、事業者のERC対応者及びERCに派遣されたりエゾンに対し、ERCプラント班の対応についてアンケートを実施した。改善すべき事項や気づき事項について実用発電用原子炉では185件、核燃料施設等では73件のご意見を頂いた。頂いた主な意見は、添付4のとおり。

4. 令和5年度事業者防災訓練の実施方針⁵（報告）

3. における事業者との意見交換を踏まえ、以下の方針により今年度の事業者防災訓練を行うこととした。

（1）訓練のあり方及び規制の関与の検討に係る試行等（対象：実用発電用原子炉）

訓練のあり方及び規制の関与の検討状況については添付5のとおり。令和5年度は令和4年度に続き、以下の試行を実施する。

- ・保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練の実施（評価及び検査の同時実施の成立性の確認）
- ・事業者により策定された意思決定及び現場実動等の緊急時対応能力を評価するための指標案に基づくピアレビューの実施
- ・訓練実施時における検査官・防災専門官によるマルファンクションの設定
- ・事業者において行う訓練を網羅した新たな中期計画の策定及びその中期計画に基づく訓練の実施
- ・緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、核物質防護部門の参加・連携を伴う事業者防災訓練に係る課題の検討及び訓練の実施

また、令和4年度の試行結果を踏まえ、事業者防災訓練の実効性を向上させるため、以下の項目を今年度より運用開始する。

- ・多様なシナリオによる訓練実施（緊急時対応能力の向上に資する目的を有するものであれば、必ずしも原子力緊急事態（GE）に至ることを求めないが、この場合、2部訓練も要素訓練として実施する）
- ・訓練評価にあたり、原子力規制庁の訓練評価指標に基づく事業者間ピアレビュー結果及び事業者による自己評価結果を活用する。このため、持続可能な体制構築として、全事業所のうち1/4の事業所について事業者間ピアレビュー結果を、加えて、1/4の事業所について自己評価結果をそれぞれ活用する対象とし、事業者による模擬ERCプラント班との情報共有を行うことを許容し、より柔軟で自主的な事業者防災訓練の実施を促進
- ・緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、核物質防護部門を含むより広

⁵ 訓練シナリオ開発ワーキンググループの実施方針については、5. を参照。

範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び新たな評価指標に基づく評価の実施

(2) 2部制訓練の実施範囲の拡大

これまで、2部制訓練の実施については相対的にリスクの小さい原子力事業所や廃止措置段階の原子炉施設を対象として実施されてきたが、緊急時対応能力の向上に有効であると認められることから、全ての原子力施設を対象として計画的に実施することを求める。原子力緊急事態に至らない訓練を実施する場合、2部訓練も要素訓練として実施することが必要となるが、事業者による模擬プラント班との情報共有を行うことを許容する。

(3) 同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練の実施

これまでの訓練評価を通じて、事業者及びERCプラント班は事業所単独発災の事態に対する力量を概ね保持できていると考えられる。

一方、核燃料施設等は、同一地域に複数事業所が設置されており、大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定される。

このことを踏まえ、六ヶ所地域及び東海・大洗地域を対象として、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練を実施して、事業者及びERCプラント班の力量向上を図るとともに、潜在的な課題の抽出等を行うこととする。

(4) 実用発電用原子炉に係る評価指標の見直し

令和4年度の事業者防災訓練に係る評価結果及び令和5年度の訓練実施方針を踏まえ、評価指標を一部見直すこととする。主な見直しの観点は以下のとおり。

○指標2 ERCプラント班との情報共有

- ・一方的な情報共有に留まっていなかったか検証できるよう、評価対象の考え方をより明確化した。(指標2-1~2-3)
- ・ERCプラント班との情報共有を担う原子力施設事態即応センターやリエゾン要員に関して、要員の育成計画が策定され適切な配置が行われているか評価する指標を新たに追加した。(指標2-4)

○指標4 通報文の確実な送達

- ・通報文がERCに未達であった事例を踏まえ、確実な通報を促すため評価対象の考え方を明確化した。

○指標9 緊急時対応組織の能力の向上

- ・緊急時対応組織全体の実効性向上を促すため、より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を求め、その実効性を評価する指標として改めた。

○指標 11 訓練結果の自己評価・分析

- ・より実効性のある評価・分析を促すため、評価対象の考え方をより詳細化するとともに、課題のみならず良好事例についても評価・分析を行うように評価対象の考え方を明確化し、評価基準を見直した。

(5) 核燃料施設等に係る評価指標の見直し

令和4年度の事業者防災訓練に係る評価結果及び令和5年度の訓練実施方針を踏まえ、評価指標を一部見直すこととする。主な見直しの観点は以下のとおり。

○2部制訓練の適用範囲の拡大に伴う見直し

- ・JAEAの原子力科学研究所（以下「原科研」という。）、大洗研究所（以下「大洗研」という。）、核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。）、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）及びJNFL再処理事業所等においても2部制訓練を適用できることとするため評価対象の考え方の一部を見直した。

○情報共有の実態に合わせた評価基準の見直し

- ・JAEA原科研、大洗研、核サ研、もんじゅ及びJNFL再処理事業所以外の核燃料施設等において情報共有の実態に見合った評価が行える様に、指標1（緊急時対策所とERCプラント班との情報共有）の評価基準を見直した。

○COPの活用を求めるための見直し

- ・JAEA原科研、大洗研、核サ研、もんじゅ及びJNFL再処理事業所以外の核燃料施設等において、特定事象に至らない訓練でもCOP⁶の活用を求めるため、指標1（緊急時対策所とERCプラント班との情報共有）の評価基準を見直した。

○通報に係る事業者の責任の明確化

- ・JAEA原科研、大洗研、核サ研、もんじゅ及びJNFL再処理事業所以外の核燃料施設等において、事業者が自らの責任において定めた目標時間以内に通報連絡ができたかを評価できるよう指標2（確実な通報・連絡の実施）の評価対象の考え方を明確化した。

○事故対処能力の向上

- ・JAEA原科研、大洗研、核サ研、もんじゅ及びJNFL再処理事業所以外の核燃料施設等において、より対応能力の向上を促せるような実効性のある事故シナリオか確認できるよう指標6（シナリオの多様化・難度）の評価対象の考え方を明確化した。
- ・発災時に構内で多数の作業者がいる場合を想定して、これらの者の避難活動

⁶ Common Operational Picture の略。原子力災害発生時のプラント状況、事故対応戦略、対策の実施状況等を図表として纏めたもの。関係者間でタイムリーに情報共有するために用いられる。

により現場実働に支障が出ることがないか、これらの者の安全を確保できるのか参考として確認するよう評価対象の考え方を明確化した。

○同一地域複数施設同時発災訓練の実施

- ・大規模災害時の同一地域複数施設同時発災を想定した訓練を実施する場合、訓練目的に合わせて指標を適用できるよう関連指標の評価対象の考え方を明確化した。

5. 令和4年度の訓練シナリオ開発ワーキンググループの活動結果（報告）

（1）訓練結果の概要

I型訓練⁷及びII型訓練⁸の結果は添付6のとおり。

（2）今年度の実施方針

① I型訓練

○令和4年度に引き続き、「令和5年度I型訓練シナリオ」を開発し、訓練を実施する。なお、訓練実施時期については、シナリオ作成期間や他訓練の実施時期との重複を考慮し、今後検討する。

○「令和4年度I型訓練シナリオ」については、以下のとおり実施する。

PWR：・原則令和5年度中に、九州電力株式会社、四国電力株式会社及び関西電力株式会社で実施する。

- ・その他の社においては、原則令和6年度末までに自社等のシミュレータ用にカスタマイズし、当該シナリオによる訓練の実施に努める。

BWR：・原則令和5年度中に、東京電力ホールディングス株式会社、中国電力株式会社及び日本原子力発電株式会社で実施する。東北電力株式会社は、訓練実施済みであり、今後、他社によるビデオ評価等の結果から良好事例、改善事項のとりまとめを実施する。

- ・その他の社においては、原則令和6年度末までに自社等のシミュレータ用にカスタマイズし、当該シナリオによる訓練の実施に努める。

○他社の中央制御室や緊急時対策所の対応について、自社対応との違いや良好点を認識することは当該自社対応の改善に有効であることから、各社が実施する訓練に中央制御室や緊急時対策所の要員となる者が訓練視察者又は評価者として参加に努める。

② II型訓練

○事業者防災訓練における現場実働訓練として、現場対応能力の向上を促す工夫を凝らした訓練の実施が定着していることから、事業者の自主的な活動に移行

⁷ 発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上を目的とした訓練。

⁸ 現場の対応能力向上を目的とした訓練。

する。

- 「令和4年度Ⅱ型訓練シナリオ」については、共通する実動訓練テーマをPWR及びBWR代表社で実施し、それらを相互評価することで、良好事例や改善事項を抽出する。

③その他

- 令和5年度以降は訓練シナリオ開発ワーキンググループの運営を原子力規制庁から事業者主体に移行する。
- 事業者は、令和7年度を目標に訓練のあり方の検討と並行して、訓練で得られた良好事例や気づき事項について、事業者間での展開を効果的に継続する方法を検討し、改善を図るとしている。
- 原子力規制庁は、事業者が開催する訓練シナリオ開発ワーキンググループ及び必要に応じ訓練へ陪席し、事業者の取組状況を確認する。

6. 「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について」の改正

4. に示した令和5年度の事業者防災訓練の実施方針を踏まえ、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の一部を改正することとしたい。

(1) 改正案（委員会了承事項）

別紙の改正案について了承いただきたい。改正のポイントは以下のとおり。

①事業者間ピアレビュー体制の明文化

事業者間ピアレビューの実施に伴うピアレビュー体制の構築に関する事項について明文化する。

②2部制訓練の実施を明文化

原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練を、従来の原子力緊急事態に至ることを想定した総合的な訓練又は2部制訓練の実施のいずれかにより実施できることを明文化する。

③記載の適正化

用語の定義の明確化、原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等の運用に係る記載の適正化及び誤記修正等を行う。

(2) 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和5年8月31日（木）から10月1日（日）まで（32日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

(3) 今後の予定

意見公募の結果について、原子力規制委員会に了承を諮るとともに、「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について」の改正について付議し、決定後同日に施行する。

以上

<資料一覧>

- 添付 1 令和 4 年度訓練結果(実用発電用原子炉)
- 添付 2 令和 4 年度訓練結果(核燃料施設等(原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び J N F L 再処理))
- 添付 3 令和 4 年度訓練結果(核燃料施設等(原科研、核サ研、大洗研、もんじゅ及び J N F L 再処理を除く))
- 添付 4 E R C プラント班への事業者側の意見・要望
- 添付 5 緊急時対応能力の実効性の向上に係る令和 4 年度の試行結果及び子運後の方針(原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換(第 9 回)資料 3 [抜粋])
- 添付 6 令和 4 年度 I 型訓練結果及び令和 4 年度 II 型訓練結果
- 別紙 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等についての一部改正について(案)
- 参考 原子力防災訓練の全体像

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等についての一部改正
について

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（原規総発第 1710172
号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>1. はじめに</p> <p>原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>原子力事業者防災業務計画には、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第1項から第3項までに規定する事項を定めなければならない。</p> <p>また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。」と定めていることから、<u>原子力規制委員会</u>は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき認められないことを確認することが必要となる。</p> <p>このため、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受</p>	<p>1. はじめに</p> <p>原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>原子力事業者防災業務計画には、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第1項から第3項までに規定する事項を定めなければならない。</p> <p>また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。」と定めていることから、<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会</u>は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき認められないことを確認することが必要となる。</p> <p>このため、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受</p>

けたときに確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を定める。

本規程における用語の定義については、原則として、原災法、防災業務計画等命令、原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）における用語の定義に従うこととする。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について (略)

原災法第7条及び第30条

- (略)
- (略)
- 前記の場合において、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、原子力規制事務所業務要領（原規総発第120919021号）に基づき上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第1号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

けたときに確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を定める。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について (略)

原災法第7条及び第30条

- (略)
- (略)
- 前記の場合において、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、原子力規制事務所業務要領（原規総発第1706303号）に基づき上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第1号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

- ・(略)
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。）第2条第1項に掲げる事項に関する業務、原災法第26条第3項及び原災法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第2号

○原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合の代行者について、指定の順位を含めて定められていること。

【解説】
(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第3号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第4号

(略)

- ・(略)
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報規則」という。）第2条第1項に掲げる事項に関する業務、原災法第26条第3項及び同法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第2号

○原子力防災管理者及び副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合の代行者について、指定の順位を含めて定められていること。

【解説】
(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第3号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第5号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ その他防災のための設備について、設置場所を示した地図、仕様（気象観測器にあつては、風向や風速等の観測項目）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。

なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第7号

(略)

【解説】

- ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練については、特定事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の項目として、重大事故等を想定した防災訓練を含めることが明確にされていること。

なお、原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至ら

防災業務計画等命令第2条第1項第5号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ その他防災のための設備として、設置場所を示した地図、仕様（気象観測器にあつては、風向や風速等の観測項目）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。

なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第7号

(略)

【解説】

- ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練の項目については、特定事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の項目として、重大事故等を想定した防災訓練を含めることが明確にされていること。

ない想定において災害予防対策を図るための措置を総合的に行う緊急事態を想定した防災訓練と、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る防災訓練を組み合わせ実施することができる。

・ 実用発電用原子炉施設において、防災訓練の評価をピアレビュー形式で実施する場合はピアレビューアーの選定その他の評価の実施体制が明確にされていること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(新設)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生した場合の連絡及び経過の連絡に関し、連絡先、連絡手続等について定められていること。

【解説】
(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第9号

(略)

【解説】
・ (略)
・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、原子力災害対策指針に規定する警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生した場合の連絡及び経過の連絡に関し、連絡先、連絡手続等について定められていること。

【解説】
(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第9号

(略)

【解説】
・ (略)
・ (略)

・通報様式について、防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第3号。以下「外運搬命令」という。）別記様式第1）に基づく様式を定めていること。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

・防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、外運搬命令別記様式第1）について、あらかじめ内容を記載して様式として定める場合は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる記載事項を踏まえて定めていること。

項目	記載事項	
（略）	（略）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	当該原子力事業所に係る特定事象を列挙すること。
	想定される原因	通報の時に判明している原因を記載すること。 なお、原因を調査中の場合は、その旨を記載すること。
	検出された放射線量の状況	通報の時に判明している状況として以下に掲げ

・通報様式について、防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「外運搬省令」という。）別記様式第1）に基づく様式を定めていること。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

・防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、外運搬省令別記様式第1）について、あらかじめ内容を記載して様式として定める場合は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる記載事項を踏まえて定めていること。

項目	記載事項	
（略）	（略）	
特定事象の種類	当該原子力事業所に係る特定事象を列挙すること。	
発生した特定事象の概要	想定される原因	通報の時に判明している原因を記載すること。 なお、原因を調査中の場合は、その旨を記載すること。
	検出された放射線量の状況	通報の時に判明している状況として以下に掲げ

	、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	る事項などを記載すること。 ・放射線測定設備の指示値など ・原子力施設及び安全設備の運転状態など なお、調査中の場合は、その旨を記載すること。
(略)	(略)	

	、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	る事項などを記載すること。 ・放射線測定設備の指示値など ・原子力施設及び安全設備の運転状態など なお、調査中の場合は、その旨を記載すること。
(略)	(略)	

・(略)

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第10号

防災業務計画等命令第2条第1項第10号

(略)

(略)

【解説】

【解説】

- ・(略)
- ・(略)
- ・炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応について明確にされていること。

- ・(略)
- ・(略)
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応について明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第11号

防災業務計画等命令第2条第1項第11号

(略)

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第12号

防災業務計画等命令第2条第1項第12号

(略)

(略)

【解説】

・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供の内容、方法等について明確にされていること。

・(略)

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第13号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第14号

(略)

【解説】

・原災法第27条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供の内容、方法等について明確にされていること。

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第15号

(略)

【解説】

・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第13号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第14号

(略)

【解説】

・原災法第27条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第15号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第16号

(略)

【解説】

- ・ 備え付ける資料については、各施設で行う活動を考慮し必要な資料を備え付けること。

なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第17号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第2号

(略)

【解説】

- ・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を円滑に活動できる広さ

防災業務計画等命令第2条第1項第16号

(略)

【解説】

- ・ 備え付ける資料については、各施設で行う活動を考慮し必要な資料を備え付けること。

なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第17号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第2号

(略)

【解説】

- ・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を円滑に活動できる広さ

をいう。

なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第3号

○ (略)

○原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うために必要な広さを有していること。

○ (略)

○原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡を行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

○ (略)

【解説】

- ・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力事業者

をいう。

なお、複数の拠点により必要な広さを確保することもできる。

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第3号

○ (略)

○原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うために必要な広さを有していること。

○ (略)

○原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡が行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

○ (略)

【解説】

- ・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力事業者

のうち実用発電用原子炉を設置する者については、原子力施設からおおむね30 km以内の場所、その他の原子力事業者については、原子力施設からおおむね5 km以内の場所をいう。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第5号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第7号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第8号

(略)

のうち実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を設置する者については、原子力施設からおおむね30 km以内の場所、その他の原子力事業者については、原子力施設からおおむね5 km以内の場所をいう。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第5号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第7号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第8号

(略)

防災業務計画等命令第2条第3項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

○ (略)

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実働省庁(防衛省・自衛隊、警察、消防)が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

・ (略)

・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

○ (略)

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実働省庁(防衛省・自衛隊、警察、消防)が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な広さを確保することもできる。

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることもできる。

・ (略)

・ (略)

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第3号

(略)

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について
(略)

原災法第7条第1項

○原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。

【解説】

- ・ (略)
- ・ この運用に当たっては、原子力事業者が当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡があったことを確認することとする。

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第3号

(略)

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について
(略)

原災法第7条第1項

○原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。この解釈は、原子力事業者が当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡する場合に限り適用する。

【解説】

- ・ (略)
- (新設)